

行政委員報酬 もらいすぎ?

月に数回しか勤務しない選挙管理委員会などの行政委員に支払う報酬について、月額制から日額制に切り替える自治体が増えている。「月額制は違法」と断じた昨年一月の大津地裁が流れをつくったが、名古屋市などは二十七日に大阪高裁で言い渡される控訴審判決を判断材料にするとしており、判決が注目されている。

日額制へ各地見直し

裁判は滋賀県を相手 成文知事が主体的に動 にした住民訴訟で、大 いた」とい、四月か 津地裁判決は、月一千一 ら非常勤の行政委員七 三委員に月約三十万円 二回の会議に出るだけ 十三人のうち、公安委 員以外の八委員会六十 七人の報酬を日額制に を払うことを定めた条 例を違法とし、滋賀県 同様の指摘は各地の う。 う。 判決を受け、「これま で少なくとも九道の 島が報酬の在り方を見 直した。神奈川県は 「厳しい財政状況で、 約六千万円の経費削減 大津判決を受けて松沢 に。担当者は「特別職 同じように行政委員の

裁判は滋賀県を相手 成文知事が主体的に動 にした住民訴訟で、大 いた」とい、四月か 津地裁判決は、月一千一 ら非常勤の行政委員七 三委員に月約三十万円 二回の会議に出るだけ 十三人のうち、公安委 員以外の八委員会六十 七人の報酬を日額制に を払うことを定めた条 例を違法とし、滋賀県 同様の指摘は各地の う。 う。 判決を受け、「これま で少なくとも九道の 島が報酬の在り方を見 直した。神奈川県は 「厳しい財政状況で、 約六千万円の経費削減 大津判決を受けて松沢 に。担当者は「特別職 同じように行政委員の

大津地裁「月額制違法」流れ

報酬をめぐり県とオニイ」と話している。 ブスマン愛知が名古屋 地裁で係争中。県人事 課は「訴訟にかかわら す内部で検討を進めて いる。口額制導入が前 提ではなく各委員の意 見を聞きたり、勤務実 態の確認が必要」と話 す。滋賀県訴訟の原告 によると、六県で係争 中。

東海地方では静岡を 判決を受けて、「これま 全九委員会の六十六人 本兩県は月額報酬を平 均で三千五百円で、年間で乗せする併用式を探り 入れた。

愛知県は、滋賀県と 同じように行政委員の

滋賀県の行政委員の月額報酬差し止め訴訟

定めた地方自治法の一勤務日数に応じて支給する。ただし条例で定めた場合はこの限りではない」とする規定の解釈が争点。控訴審では、原告が「月額制をとることができるのは常勤と同じ勤務実態にあるもの。日額制が前提」と主張し、県は「月額制の条例化に前提や条件はない」と反論している。

滋賀県訴訟の原告、吉原稔弁護士（左）は「がれば、さらに支出削減になる」と判決に期

漏、茨城各県は今年一月に二十一五委員会を日額制に。大分、鳥取、新潟、茨城各県は今年一月に二十一五委員会を日額制に。青森、熊本、福岡の市民ら提訴

月額制となっている安、労働、収用の各委員会の行政委員が対象

岐阜県の行政委員の報酬は高すぎるとして、で、同ネットワークに差し止め、不当利得分を委員に返還請求する。今後の報酬の差し止めを求めて岐阜地裁に提訴した。

訴えたのは、市民団体「くらし・しぜん・るよう県知事に求めたが、大阪高裁の

「県行政委員の報酬は高額」

返還求め提訴

山県市議ら

非常勤でありながら月ごとに一定額を支払っている県の行政委員の報酬は、勤務日数に応じた報酬を定めた地方自治法に違反するとして、山県市の寺町知正市議ら47人が26日、古田肇議事に対し、支出の差し止めと過去約1年間に支払った報酬計9635万円の返還を求める訴訟を岐阜地裁に起こした。

訴状によると、対象は教育委員会や選挙管理委員会など6委員会の非常勤行政委員43人で、報酬は月額1人10万～22万円。地方自治法は非常勤の行政委員の報酬について「勤務日数に応じて支給する」と定めている。県は同法の例外規定を適用し、条例で月額支給としている。寺町市議は「委員は月額支給」としている。

寺町市議は、「(月額制と月額支給としている)相次いでいる。」と話している。寺町市議は、「岐阜で1、2回程度の会議に出席するだけ。勤務実態にそぐわない高額の報酬支給は違法」と訴えている。

寺町市議は今年2月、月額での支出差し

止めなどを求め県監査委員に住民監査請求したが、却下されていた。行政委員の報酬を巡っては、大津地裁が9年1月、「(月額制と月額支給としている)相次いでいる。」と話している。寺町市議は、「岐阜で1、2回の会議の開催で約20万円の報酬は納得できない」としている。両団体は2月に住民監査請求を行ったが、県監査委員は「請求の要件を満たしていない」として却下していた。

**県行政委員報酬
岐阜地裁に市民団体
是正求め提訴**

無効と主張。月額報酬支出の差し止めと昨年2月から今年4月までに各委員が受け取った報酬全額を返還させるよう求めている。

2010.04.27 岐阜

非常勤の県行政委員の月額報酬制が地方自治法の原則に反するとして、県内の市民団体2団体が26日、古田肇議事に月額報酬制の是正と各委員の報酬受給額計約9600万円の返還を求め、岐阜地裁に提訴した。

提訴したのは、「くらら条例改正の動きがないのは、行政の怠慢。日額制に改正すべきだ」と話している。寺町市議は、「岐阜で1、2回程度の会議に出席するだけ。勤務実態にそぐわない高額の報酬支給は違法」と訴えている。

訴状などによると、県条例で県教育委員会など6委員会の委員報酬を月額報酬として支給すると定めているのは、地方自治法203条に「勤務日数に応じて支給する」と定める原則に違反しており、

【三上剛輝】

行政委員の月額報酬 県に差し止め求める

市民団体が住民訴訟提訴

県の行政委員(非常勤)の報酬が高すぎるとして、県内の市民団体が26日、県に対し月額報酬の支払い差し止めと過去に支払った報酬9635万円の返還を求める住民訴訟を岐阜地裁に起こした。

提訴したのは、市民団体「くらし・しじん・いのち岐阜県民ネットワーク」と「市民オンブズマン・ぎふ」の47人。県の教育、選挙管理、人事、公安、労働、収用の各行政委員43人について、2009年2月から現在までの報酬9年15カ月分だ。

訴えなどによる、各行政委員会は年に12~30回程度の会議があり、委員の報酬は月額10万~22万円。会議1回につき約7万~19万円になる計算だという。

地方自治法では、報酬は原則、「勤務日数に応じて支給」と定められ、「委員の勤

務は常勤職員とは異なり、月額報酬の支給は法の趣旨に反し無効だ」と主張している。

原告の寺町知正山県市議は「厳しい県財政の中で一部の行政委員だけが高額報酬をもらっていないはずがない。報酬を日額に見直さないのも行政の怠慢だ」と話した。同様の趣旨で住民監査請求したが、3月に却下された。

県人事課は「訴状が届いていないので、コメントは差し控えない」とのコメントを出した。

行政委員への報酬を巡っては、大津地裁が09年1月、勤務日数とは関係なく毎月定額の報酬を支給するのは違法だとして、滋賀県に支払いの差し止めを命じる判決を出した(同県が控訴中)。ほかにも、宮城県や兵庫県などで同様の訴訟が続いている。

(鷲川俊)

2010.04.27 読売

行政委員の報酬「高額」

市民団体、県を提訴

勤務日数が少ない県行政委員の月額報酬を高額に定めた県条例は違法として、

踏み切った。

訴状によると、県の人事、

ワーク」の寺町知正代表ら47人が26日、県を相手取り、報酬の差し止めと、今月までの約1年間で不适当に支払われた計約9600万円を

県に返還するよう求める住民訴訟を岐阜地裁に起こした。

同訴訟は、寺町代表らが今年2月に行つた住民監査請求が先月、「条例に違法とされている。

訴訟後、岐阜市内で記者会見した寺町代表は、「県財政が厳しい中、月に1、2回の会議で高額な報酬を支払っている現状は納得できない」と話した。一方、提訴について、県は「訴状が届いていないので、コメントは差し控える」としている。

言論 家庭

同訴訟は、寺町代表らが今年2月に行つた住民監査請求が先月、「条例に違法

会の行政委員計43人の月額報酬は1人10万円~22万円。中には、月に1、2回程度しか開催されていないのに、月額約20万円の報酬を受け取っていた委員もいる。

報酬金額の根拠となる県条例が地方自治法に違反する

滋賀県の行政委報酬

月額支給、二審も違法

大阪高裁判決 選管委員長は適法

滋賀県が労働、収用、選管管理の各行政委員に毎月定額で報酬を支払っている」との適否が争われた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は

27日、「著しく妥当性を欠く」として、支払いを違法と認めて支出差し止めを命じた一審大津地裁判決を支持、県知事の控訴を棄却した。

選管委員長についてはほかの行政委員より勤務時間が長いことを理由に違法と判断。この部分についてだけ一審判決を取り消した。

2010年(平成22年)4月28日(水曜日) 中 2010.04.28 中日 行政委員報酬

選管委員長は「月に1週間程度勤務し、それなりの負担がある。月額支給が適法とは言えない」とした。

た対価と言えず、月額にするべき事情もない」と指摘。「勤務日数に応じて支給する」とした地方自治法の趣旨に反している」と判断した。

選管委員長は

「月に1週間程度勤務し、それなりの負担がある。月額支給が適法とは言えない」とした。

選管委員長は「月額報酬が妥当性を欠くことは言えない」とした。

原告の吉原稔弁護士は「全面勝訴と考える。自治体は非常勤の職員に勤務量が多い▽役所外の職務や勤務に備えての待機が多い▽勤務量の認識が困難で、日額報酬が相

当でない▽そのほか、勤務や地方の実情に照らし、特別な事情がある」の四つを示した。

解説が争点だった。

原告の吉原稔弁護士

(左)滋賀弁護士会

は「全面勝訴と考える。自治体は非常勤の職員の報酬につき、三委員会の月額報酬の差し止めを命じた。非

常勤の行政委員の報酬をめぐる初めての高裁

裁判で、全国の自治体

で日額制導入の動きが

加速しそうだ。

裁判理由で岩田好二

き月額制の違法性を認

めた。

報酬差し止めの対象

務があり、月額制でも

ではない」としており、

月額制二審も違法

大阪高裁判決 選管委員長は適法

月に数回しか勤務しめ、嘉田由紀子知事にいない非常勤の行政委員に月額で二十万円を支払うのは地方自治法違反だとして、滋賀県に月額報酬の差し止めを命じた。

常勤の行政委員の報酬をめぐる初めての高裁審判決で大阪高裁は二十七日、一審判決に続

いた。

月に数回しか勤務しめ、嘉田由紀子知事にいない非常勤の行政委員に月額で二十万円を支払うのは地方自治法違反だとして、滋賀県に月額報酬の差し止めを命じた。

常勤の行政委員の報酬をめぐる初めての高裁

の上で「月額報酬は、財政難に直面する社会の範囲を超えてい

る。ただ、選管委員長は、二十五人に月額各約二十万円が支払われている。三委員会の委員のみで、三委員会の委員は「勤務日数に応じて支給する。ただし条例で定めた場合はこの限りではない」としており、

2010年(平成22年)4月28日(水曜日) 中 2010.04.28 中日 行政委員報酬

月に数回しか勤務しめ、嘉田由紀子知事にいない非常勤の行政委員に月額で二十万円を支払うのは地方自治法違反だとして、滋賀県に月額報酬の差し止めを命じた。

常勤の行政委員の報酬をめぐる初めての高裁

の上で「月額報酬は、財政難に直面する社会の範囲を超えてい

る。ただ、選管委員長は、「勤務日数に応じて支給する。ただし条例で定めた場合はこの限り

行政委員報酬 日額に

知事が見直し方針に

2010.04.28 朝日

県の行政委員（非常勤）の報酬が高額すぎるとして市民団体が県を提訴した問題について、古田聰知事は27日の定期記者会見で、報酬の支払いを現在の月額から日額に見直す方針を示した。時期については明言しなかった。

（磯崎千恵）

時期には明言せず

古田知事は、教育・選挙管理など8委員会（計36人）

のうち、月額報酬となつて

いる7委員会（計43人）について、「毎日働いていないのに月額はおかしいといふ議論かと思うので、月額か日額かの整理をしたい。日額にどの程度寄つていくかだ」などと述べ、月額から日額に見直す考え方を示した。

行政委員の報酬をめぐつては、市民団体「くらし・しぜん・いのち岐阜県民ネットワーク」などが、県に対し月額報酬の支払い差し止めと、過去に支払った報酬9635万円の返還を求めて、26

古田知事は、裁判について

は「訴状をもらっていないので、コメントを控えたい」とした。ただ、「どういう在り方が望ましいか、議論していくべきだ。決断すべき時期だと思つ」と加えた。

大津地裁は昨年1月、滋賀県が行政委員に定額の報酬を出すことについて、勤務日数と関係なく定額の報酬を支給するのを地方自治法に反するとして、同県に支出差し止めを命じており、全国で見直しが進んでいる。全国知事会も夏をめどに方針を示すとい

る。

古田聰知事は27日の定期記者会見で、人事、教育、選挙管理など7委員会の行

政委員の月額報酬を日額に見直す方向で検討することを明らかにした。古田知事は「行政改革アクションプランのフォローアップ委員会でどのように見直すか検討したい」と述べた。

県によると、行政委員8委員会のうち、内水面漁場管理（日額）を除く7委員会で今年度、月額報酬として8万6000円～20万2100円を支払っている。行政委員の月額報酬を巡っては、県内の市民グループの代表らが26日、「勤務実態と比べて報酬が高すぎる」などとして、県を相手に、月額報酬差し止めと計9600万円を県に返還するよう求める住民訴訟を起こした。

県行政委員の
報酬見直しへ

月額→日額

2010.04.28 読売

このうち7委員会は月額制で、委員1人当たり10万～23万5千円だった。月に1回の会議に参加しただけで、18万円の報酬が支払われたケースもあった。

古田聰知事は27日の定期記者会見で、人事、教育、選挙管理など7委員会の行

政委員の月額報酬を日額に見直す方向で検討することを明らかにした。古田知事は「行政改革アクション

プランのフォローアップ委員会でどのように見直すか検討したい」と述べた。

県によると、行政委員8

委員会のうち、内水面漁場

管理（日額）を除く7委員

会で今年度、月額報酬とし

て8万6000円～20万2

100円を支払っている。

行政委員の月額報酬を巡

っては、県内の市民グル

ープの代表らが26日、「勤務

実態と比べて報酬が高すぎ

る」などとして、県を相手

に、月額報酬差し止めと計

9600万円を県に返還す

るよう求める住民訴訟を起

こした。

県行政委員の報酬見直し

この日は滋賀県の行政委員の報酬をめぐる訴訟の控訴審判決があり、大阪高裁は一部を除いて月額報酬の定めを違法と判断した。全国的にも月額制の見直しが進み、静岡、神奈川県などが日額制導入している。

岐阜県の行政委員の報酬は、八委員会のうち七委員会が月額制。昨年度の会議一回当たりの報酬は、八委員会のうち七委員会が月額制。地裁に提訴。批判を強めている。

この日は滋賀県の行政委員の報酬をめぐる訴訟の控訴審判決があり、大阪高裁は一部を除いて月額報酬の定めを違法と判断した。全国的にも月額制の見直しが進み、静岡、神奈川県などが日額制導入している。

この日は滋賀県の行政委員の報酬をめぐる訴訟の控訴審判決があり、大阪高裁は一部を除いて月額報酬の定めを違法と判断した。全国的にも月額制の見直しが進み、静岡、神奈川県などが日額制導入している。

財政難やつと着手

1会議あたり最高21万円

古田肇知事が二十七日の定例会見で、報酬を月額制から日額制に改める方針を示した県行政委員。教育委員会や選挙管理委員会など月に一、二回程度の会議に出席する委員の報酬は月額十万~二十数万円もあり、財政難なのに高すぎると批判を浴びてやっと見直しに着手する。

(大橋洋一郎)

古田知事は会見で、「見直しの方向で考え、政改革の再検討を進めるフロアーアップ」と明言。行財

【注】定例以外に調査などの活動もある

| 県の行政委員の報酬一覧 | | | |
|-------------|---------------------------------|----------------|---------------------------------------|
| | 月額報酬 | 2009年度の定例会等の回数 | 会議1回あたりの報酬 |
| 教育委員会 | 委員長22万円 その他委員19万円 | 13 | 委員長20.3万円 その他委員17.5万円 |
| | | 14 | 委員長18.8万円 その他委員16.2万円 |
| | | 22 | 委員長12万円 その他委員10.3万円 |
| | | 34 | 委員長7.7万円 その他委員6.7万円 |
| 監査委員 | 有識者23.5万円 議員15.5万円 | 13 | 有識者21.6万円 議員14.3万円 |
| 労働委員会 | 会長22万円 公益委員19万円 その他委員17万円 | 13 | 会長20.3万円 公益委員17.5万円 その他委員15.6万円 |
| | 会長11万円 その他委員10万円 | 12 | 会長11万円 その他委員10万円 |

【注】定例以外に調査などの活動もある

委員会の中で、対応を示す。
協議する方針を示した。

た。

県人事課によると、行政委員は定例会以外にも調査活動などを実施し、〇七年度は委員会によって活動日数が数日の選挙管理委員会や収用委員会から、三十日以上の監査委員と幅がある。このため、具体的な見直し案は各委員会の実態を反映させ、すべて日額制にするかどうかなどを決める。

また、知事は全国知事会でも行政委員の報酬について検討中であると強調。「県によつて対応にばらつきがあるのはどうか、という議論もある」と述べた。

岐阜県では八つある行政委員会のうち七つが月額制。県内の市民団体の代表者は二十一日、知事に月額報酬の支出し止めと不当利得分の返還請求を求める訴訟を岐阜地裁に起こしている。

岐阜県 日額制へ 知事方針

行政委員の月額報酬を違法とした大阪高裁判決を受け、岐阜県の古田肇知事は二十七日の定例会見で「基本上には見直しの方針で考えている」と述べ、現行の月額制を見直して日額制に改め方針を明らかにした。

岐阜県では八つある行政委員会のうち七つが月額制。県内の市民団体の代表者は二十一日、知事に月額報酬の支出し止めと不当利得分の返還請求を求める訴訟を岐阜地裁に起こしている。

知事は「どんな頻度で会合を開き、委員にどんな負担がかかっているかを議論したい」と述べ、全国知事会がこの問題で七月に出す検討結果も参考にして決める考え方を示した。

2010.04.28 中日

岐阜県では八つある行政委員会のうち七つが月額制。県内の市民団体の代表者は二十一日、知事に月額報酬の支出し止めと不当利得分の返還請求を求める訴訟を岐阜地裁に起こしている。

知事、見直し方針

行政委員報酬 日額払い方針へ

月ごとに一定額を支

払っている県行政委員

の報酬について、古田

知事は27日の定例会

見で、「この問題につ

いて、7月の全国知事

会で、会のプロジェクト

チームが一定の結論

を報告する。その後、

遠くない時期に結論を

出す。基本的には見直

していく方向だ」と述

べ、夏以降 日額払い

に改める方向で検討す

る方針を示した。

県には選挙管理、労働、収用など8行政委員会がある。委員はいずれも非常勤で、内水面漁場管理委員会だけが日額制となっている。他の7委員会の委員報酬は月額一人10万円22万円。ただし、行政改革の一環で、今年度から月額14%が削減されている。

委員報酬の月額払いについては、全国の自治体で見直す動きが広まっており、知事会はプロジェクトチームで

議論している。県内では26日、山県市の寺町知正市議らが古田知事を相手取り、月額払いの委員会のうち監査委員を除く6委員会の非常勤委員らへ

の支出差し止めと過去1年間に支払った報酬の返還を求める訴訟を起こした。

古田知事は、訴訟については「訴状が来ていないのでコメントは控えたい」とした。

【岡大介】

行政委員の報酬見直しへ

古田知事 日額制へ改定検討

古田知事は27日の定例会見で、県が設置している教育、選挙管理、監査など8ある行政委員会のうち、内水面漁場管理委員会で採用している委員の月額報酬制について、「流れとしては、現状から日額にどの程度寄っていくか」と述べ、日額制に改める方向で検討する考えを明らかにした。

(小森直人)

古田知事は「日額が静岡県が全委員会で報酬をめぐらに結論を出す予定じむ活動が主体の委員会と、ほぼ常時いろんなことを調査検討している委員会がある」と述べ、実態を踏まえ、改定するとした。

委員報酬をめぐらに議論を煮詰めたい」と訴訟を岐阜地裁に起

しているが、古田知事は「住民訴訟そのものは訴状をいただいていないのでコメントは控えたい。訴訟とは別に、望ましいあり方を議論している」と述べた。

(第3種郵便物認可)

2010年(平成22年)4月28日 水曜日

2010.04.28 岐阜